

入院したときの食費と居住費について

入院をしたときは、医療費のほかに食費などにかかる費用が必要になります。この場合、患者の負担は「標準負担額」という定額になり、標準負担額を超えた分は健康保険組合が負担します。

入院したときの標準負担額と保険給付

通常の入院については、食事にかかる費用として「食事療養標準負担額」が必要になりますが、65歳以上の高齢者が療養病床に入院した場合は、食事と居住にかかる費用として「生活療養標準負担額」が必要になります。

食事療養および生活療養にかかる標準負担額は、高額療養費の対象となりません。入院費用が高額になった場合でも、標準負担額は全額患者の負担となります。

入院した場合

●食事療養標準負担額

1日3食までの負担を限度とした1食あたりの標準負担額となります。なお、低所得者は申請により減額が受けられます。

▼食費	
一般*	510円
70歳未満の住民税非課税世帯／ 70歳以上の低所得Ⅱ	240円
長期入院の場合	91日目以降 190円
70歳以上の低所得Ⅰ	110円

*指定難病患者等は 300円

受けられる
給付

入院時食事療養費

■支給される額

食事療養にかかる標準負担額を超えた額が、「入院時食事療養費」として支給されます。

※被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

65歳以上で療養病床に入院した場合

●生活療養標準負担額

食費は1日3食までの負担を限度とした1食あたりの標準負担額、居住費は1日あたりの標準負担額となります。なお、入院医療の必要性が高い場合は、上記の食事療養標準負担額と370円の居住費の負担（指定難病患者は居住費なし）で済みます。また、食費については所得の状況に応じて減額が受けられます。

	▼食費	▼居住費
一般	510円	370円
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）	240円	370円
低所得Ⅰ（年金収入80万円以下等）	140円	370円

受けられる
給付

入院時生活療養費

■支給される額

生活療養にかかる標準負担額を超えた額が、「入院時生活療養費」として支給されます。

※被扶養者の場合は、家族療養費として支給されます。

「療養病床」とは

主に長期療養される人のための病床です。一般の病床が主に急性期の疾患を扱うのに対し、慢性期の疾患を扱います。